参考資料

東大阪市　各課資料

・新型コロナウイルス感染拡大に伴い介護予防・生活支援サービス事業者が休業した場合のサービス費の算定の見直しについて【地域包括ケア推進課】・・・・・・・・・・・・・・１
・高齢者虐待について【地域包括ケア推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～６
・介護保険の費用負担に関する事項について【給付管理課】・・・・・・・・・・・７～１０
・介護給付費等過誤申出依頼について【給付管理課】・・・・・・・・・・・・・１１～１３
・東大阪市介護給付適正化事業について【給付管理課】・・・・・・・・・・・・・・・１４
・第三者行為求償対象者に係る情報提供について【給付管理課】・・・・・・・・・・・１５
・生活保護制度の概要と介護扶助の留意点及び介護扶助適正化について
【生活福祉課】・・・１６～３２
・高齢者施設のコロナ対応について【新型コロナウイルス感染症課】・・・・・３３～３４
・避難確保計画について【危機管理室】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５～５３
・特殊詐欺の被害防止について【危機管理室】・・・・・・・・・・・・・・・・・５４～５６
・事業系一般廃棄物の適正な処理について【環境事業課】・・・・・・・・・・・・・・５７
・ふれあい収集について【環境事業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

令和５年５月１９日

新型コロナウイルス感染拡大に伴い介護予防・生活支援サービス事業者が
休業した場合のサービス費の算定の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に伴う介護予防・生活支援サービス事業者への影響に関し、この間、新型コロナウイルス感染症に伴い介護予防・生活支援サービス事業者が休業した場合のサービス費の算定については利用回数に応じた回数算定を適用することとしておりました。

一方、令和５年５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から５類感染症へと変更されたことに伴い、上記の取り扱いについては廃止とし、令和５年５月８日以降の算定については月額算定を基本としたうえで、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき事業者と利用者で締結された契約内容や、重要事項説明書において利用者に示されている内容のとおり算定されるようお願いします。

〒577-8521
東大阪市荒本北一丁目１番１号
東大阪市 福祉部　地域包括ケア推進課
担当：川上・前田
TEL０６－４３０９－３０１３
FAX０６－４３０９－３８１４

介護の現場で働くあなたに理解してほしい 高齢者虐待

高齢者虐待防止法*1は、高齢者を介護している養護者(家族等)による虐待だけではなく、福祉・介護サービス業務の従事者による虐待の防止についても規定しています。

ここでは、介護サービス従事者*2による高齢者虐待についてお話をします。「介護サービス従事者が高齢者を虐待するなんて」と思われるかもしれませんが、介護の現場での虐待は増加傾向にあります。

介護の現場で働くあなたには、高齢者虐待についてきちんと知ってほしいのです。高齢者虐待防止法を学ぶことで知識を増やし、介護技術の向上を目指しましょう。

＊1　高齢者虐待防止法は『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の通称です。以下、高齢者虐待防止法と表記します。

＊2　介護サービス従事者(高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等」と表記)とは、養介護施設従事者、居宅サービス事業者のホームヘルパー・訪問看護師・訪問リハビリ担当者、居宅介護支援事業者のケアマネジャーなど直接介護に携わる職員はもちろん、**経営者・管理者も対象**となります。

1　介護サービス従事者による高齢者虐待はなぜ起こるか。

1. 虐待発生要因は、介護についての知識・教育・技術の問題が66.9%!

『高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)』(図1)によると、虐待発生の要因は高齢者を介護するための教育・知識・介護技術の問題が多くを占めているのがわかります。したがって、介護に従事する者が、介護に関する正しい知識・技術を身につけ、高齢者虐待に対する理解を深めることが高齢者虐待防止につながると考えられます。

図1　介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因(平成28年度)厚生労働省

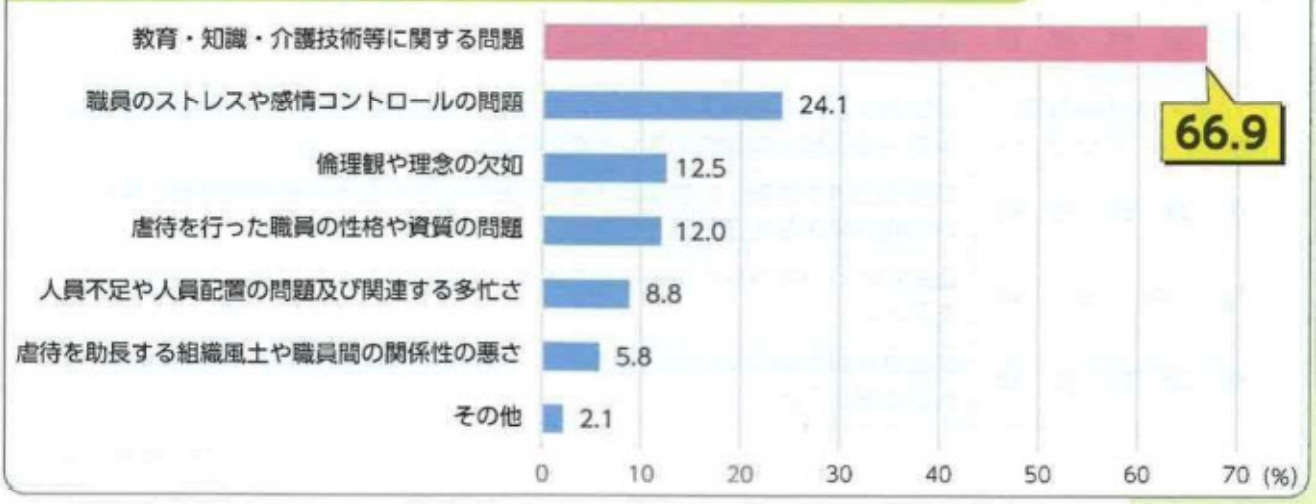

2. 認知症について

高齢者虐待の発生要因の多くは「認知症」の理解不足です。認知症のBPSD（暴言・暴力・不潔行為・徘徊など）介護をする者の負担の増大やストレスの原因となり、それが高齢者虐待に発展してしまうことがあります。これは認知症に対する理解不足から起こると考えられます。

介護サービス従事者にとって、認知症を正しく理解し、対応方法を学ぶことが、必須と言えるでしょう。

※　認知症サポーター養成講座・認知症介護実践者研修等、認知症の理解を深める様々な講座や研修が開催されています。

2 どのようなことが「高齢者虐待」になるのか？

1. 高齢者虐待防止法の目的

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されました。世間の高齢者虐待に対する関心が高まり、年々相談件数が増え、高齢者に対する権利擁護の意識が重要視されるようになっています。

高齢者虐待防止法の目的は、「高齢者の尊厳の保持」、「高齢者虐待の防止」、「それに必要な措置を定める」ということです。

同法では、「高齢者」を65歳以上の者（平成24年10月1日同法一部改正で、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障がい者についても高齢者とみなすと規定されている）と定義しています。

2. 虐待の種類

高齢者虐待防止法では、次の行為を虐待と定義しています。

図2　高齢者虐待の種類

種　類	内　容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（第2条第5項）

「これは虐待です！」

日々業務をされる中で、虐待かどうか判断しにくい行為や虐待であると気づかないことがあるかもしれません。以下にあげるのは、虐待の具体例です。

身体的虐待

- 暴力的行為（例…つねる・蹴る・物を投げつける・介護を行う際、抵抗されたり、暴言を浴びせられ、かっとなり叩いてしまった等）。
- 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。
- 食事の際に本人が拒否しているのに、職員の都合で無理やり口に入れて食べさせる。
- 身体拘束（※詳しくは後述）。

介護・世話の放棄・放任

- 必要とされる介護・世話を怠り高齢者の生活環境・身体状態を悪化させる。
- 必要な福祉・医療サービスを受けさせない、制限する（例…ナースコール等を使用させない等）。
- ケアマネジャーが虐待行為に気づいても知らないふりをする等。

心理的虐待

- 威嚇的・侮辱的な発言・態度（怒鳴る、罵る、悪口を言う、子ども扱いする、特別な服や帽子を着けさせる等の人格を貶めるような扱い）をする。
- 職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して介護をする（例…オムツの必要がないのにオムツをする等）。

性的虐待

- 性的な話を強要する・無理やり聞かせる・無理やり話させる。
- 排泄や着替えの際、陰部の露出や下着のままで放置する。

経済的虐待

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用する、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する）。

3. 身体拘束について

「緊急やむを得ない場合*3」を除き、高齢者本人や他の入所者等の生命や身体を保護するために、身体拘束でもって行動を制限する行為は、指定基準等で原則禁止されています。

(『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』厚生労働省老健局　平成18年)

図3　身体拘束の対象となる具体的な行為

	項　目
①	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)

※**「スピーチロック」**という言葉を知っていますか？
上図の行為に加え、**スピーチロック(言葉による拘束)**も、身体拘束にあたります。例えば、「動かないで！」、「立たないで！」、「ちょっと待って！」、「黙って！」等、一方的な強い言葉により制限・拘束することです。

*3 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件とは？

切 迫 性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一 時 性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「緊急やむを得ない場合」の手続きについて

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人またはチームではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- 身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- 常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。
- 身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要である。

3 虐待を見つけたらどうするの？

1. 通報の義務

高齢者虐待防止法では、高齢者福祉の仕事に従事する人は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めることとされています。(第5条第1項)

さらに介護サービス従事者は、自分の働いている現場で高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、市町村への通報義務が生じます。(第21条第1項)

もちろん職場以外の施設や事業所での虐待と思われる重大な通報義務が生じている高齢者を発見した場合も、通報の義務(第21条第2項)は生じますし、重大な危険でなくとも努力義務は生じます。(第21条第3項)

2. 通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、通報者が通報することにより不利益な扱いをうけることを禁止しています。

①通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。(第21条第6項)

②通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。(第21条第7項)

介護サービス従事者は高齢者介護の**専門職**であり、高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識が求められます。通報するのはとても勇気のいることですが、専門職として正しい行動をこころがけましょう。

通報への対応は、市町村が行います(最終ページの市町村の相談・通報窓口を参照してください)が、地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けます。まずご相談ください。

4 高齢者虐待が起きたらどうするか。

1. 虐待の初期対応

まずは、速やかに初期対応を行うことが大切です。特に、高齢者虐待に該当するような状況では、被害を受けた高齢者の心身の状況を把握し、必要な手当てなどを速やかに行い、**安全を確保しなければなりません。**次に、事実確認をしっかりと行い、上司への報告など組織の中で情報を共有し、対応を迅速に検討します。その際には本人や家族への説明や謝罪、関係機関(市町村等)への報告を行う必要があります。

また、虐待した人に対して、「してはいけない」と単純に伝えるだけではその場しのぎの対応にしかならず、再発の危険性があります。背景となった要因を分析し、施設・事業者全体で取り組んでいくことが重要です。

2. 日常の取り組み

高齢者虐待の対応の基本は、背景となる要因を分析し、組織的な取り組みを行い、その中で職員個々人が必要な役割を果たすことにあると言えます。

介護サービス従事者として

①虐待を発見した場合、その場での職員間の注意喚起、上司や管理者等への相談・報告及び市町村への通報をすること(高齢者本人・家族からの訴えを受けた場合も同様)。

※見て見ぬ振りをしないことが必要です。

②勉強会、研修に積極的に出席し、知識や技術を習得する(職場内以外の研修については市町村・地域包括支援センターにご相談ください)。

養介護施設の設置者、及び養介護事業を行う者として

高齢者虐待防止法では、次の①～③は措置として定められています(第20条)

①介護サービス従事者への研修を実施すること。

②利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること。

③その他、高齢者虐待防止のための措置を講じること。

さあ、振り返って自己チェック!

	はい	いいえ
1. 利用者に親しみを込めて、「ちゃん」付けで呼んだり、愛称等で呼ぶことがよくある。	□	□
2. 高齢者が虐待されているかもしれないという場面を見かけたが、これからの仕事がしにくくなるので、見て見ぬふりをしたことがある。	□	□
3. トラブルやミス(ニアミス)は積極的に報告・相談することはしない。	□	□
4. 自力で食物摂取が可能だが時間がかかる利用者に対して、自分が全て介助してしまうことがある。	□	□
5. 利用者を暴力や威圧的な言葉などで制止したことがある。	□	□

解　説

1. 介護サービス従事者は親しみを込めて、コミュニケーションをとるためと考えているのかもしれませんが、威圧的・侮蔑的と感じてしまう人もいるようです。「○○様」「○○さん」と名前でなく名字で呼ぶことが好ましいとされています。
2. 虐待通報は介護に従事する人全ての義務です。関係機関(最終ページに掲載)に相談・通報してください。
3. なぜ報告・連絡をしなかったのかを振り返る必要があります。個人の問題または相談報告がしづらい背景があるのでしょうか。利用者のためにも、自分のためにも、そして職場のためにも話し合い、学ぶ姿勢が必要です。これが虐待防止につながっていきます。
4. 利用者にとって見守りも必要なケアだと認識できているでしょうか。他の業務の対応に追われ時間短縮のためにそうしているのでしょうか。誤嚥事故、食事摂取拒否等利用者にとって重大な事態を招く恐れがないとはいえません。
5. 利用者は様々な反応を示しますから、暴力などで抑圧しないで対応できるように、日頃よりトレーニングを積みましょう。

5つの質問に1つでも「はい」にチェックがあったら、それは問題行為です。自分たちの行為を振り返って、虐待防止に真摯に取り組んでみてください。

また、介護サービス従事者の高齢者虐待の要因は、個人の知識・技術不足のほかに、施設・事業所の効率優先、人手不足、業務多忙などの組織的な課題も考えられます。

高齢者虐待について、理解していただけましたか？

虐待を未然に又は再発を防ぐためには、介護知識・技術・法令知識を理解し、ケアの質を向上させていくことが重要になってきます。

高齢者虐待防止を、一人一人の取り組みとして、職場全体の取り組みとして実践していきましょう。

介護サービス従事者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待にかかるお問い合わせ先

東大阪市　福祉部　高齢介護室　地域包括ケア推進課

〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目１番１号
TEL 06-4309-3013　FAX 06-4309-３８１４
E-mail：chiikihokatsu@city.higashiosaka.lg.jp

～その他関連窓口～

介護(介護予防)サービスに関する苦情のお問い合わせ先（東大阪市）

市の窓口

●施設サービス・グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームについて
特定施設入居者生活介護・特別養護老人ホーム併設等の短期入所について
法人・高齢者施設課　TEL 06-4309-3315　FAX 06-4309-3848

●居宅サービス（上記以外）・地域密着型サービス（上記以外）について
介護事業者課　TEL 06-4309-3317　FAX 06-4309-3848

介護(介護予防)サービスに関する苦情のお問い合わせ先（公的団体・その他）

公的団体の窓口	○介護保険上の指定サービスの内容に関する苦情相談及び苦情申立について (※大阪府にある事業所についてのみ対応)	大阪府国民健康保険団体連合会 TEL　06-6949-5418
その他の窓口	○福祉サービスに関する苦情について	大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決委員会) TEL　06-6191-3130 FAX　06-6191-5660

東大阪市

1. 介護保険の費用負担に関する事項について

（1）　負担割合について

1　負担割合区分

負担割合区分については以下のとおりです。

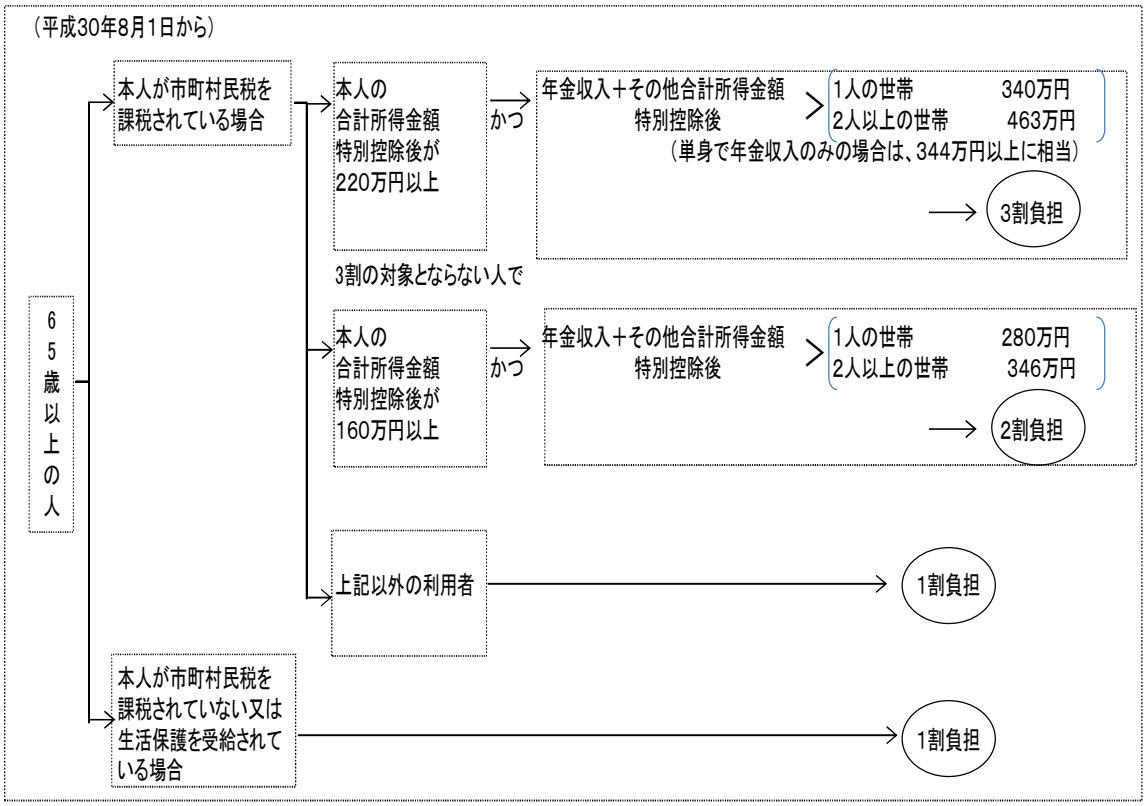

2　今後の予定

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの負担割合証について、7月中旬に送付する予定です。介護保険事業者は、負担割合証を必ず確認してください。

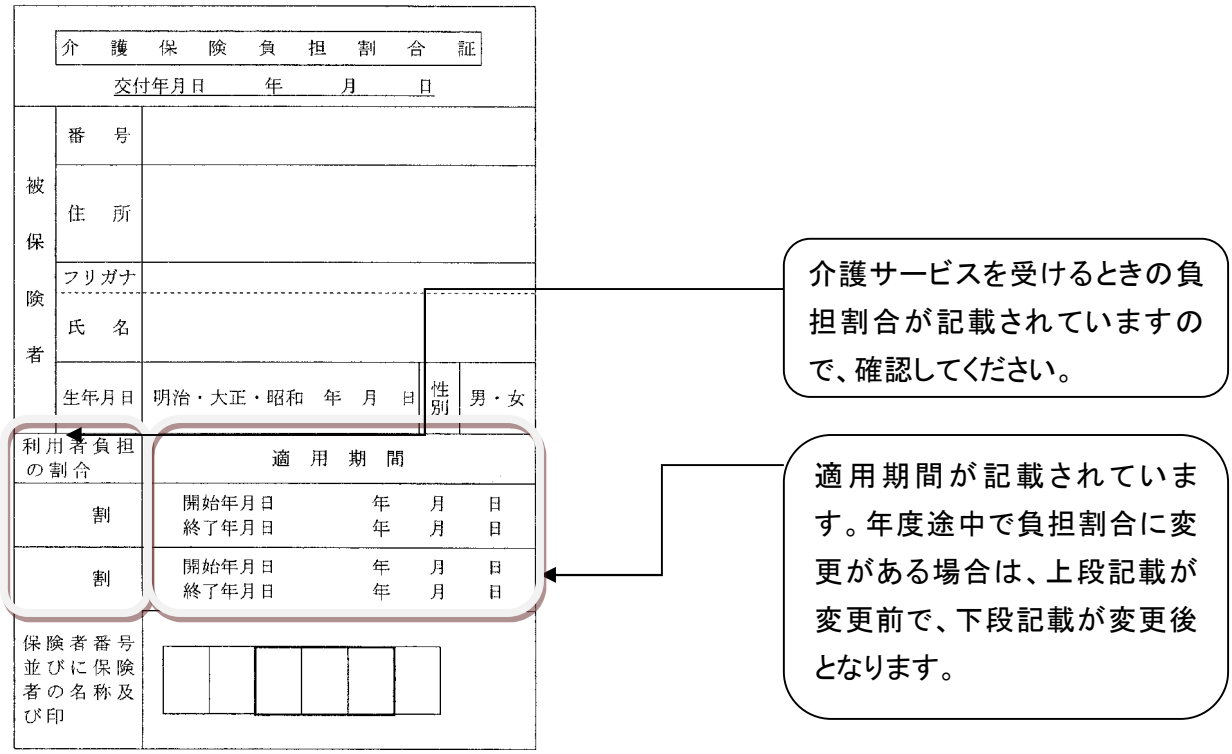

3　負担割合の変更がある場合

所得更正や世帯構成の変更により負担割合の変更がある場合、変更後の「介護保険負担割合証」を改めて発行します。下記の③に該当する場合は、予め変更前と変更後の負担割合を併記した「介護保険負担割合証」を発行します。

① **住民税の所得更正による場合**

「介護保険負担割合証」の有効期間の始期である直近の8月まで遡って変更。

② **世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わる場合**

当該事実があった月の翌月初日から変更。（当該日が初日の場合は、その月から変更）

③ **65歳到達の第1号被保険者の場合**

2割負担となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更。（当該日が初日の場合は、その月から変更）

4　留意事項

負担割合が3割負担者に対する給付制限は4割負担となり、それ以外は3割負担となります。

給付制限対象者についても、1割～3割が記載された「介護保険負担割合証」を発送しますが、負担額は被保険者証の記載のとおり、給付制限の期間は3割または4割負担となりますので、ご注意ください。

（2） 特定入所者介護（介護予防）サービス等について

1 特定入所者介護（介護予防）サービスの区分等ついて

特定入所者介護（介護予防）サービスの段階区分は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">利用者負担段階</th><th colspan="2">食費</th><th colspan="4">居住費</th></tr>
<tr><th>施設</th><th>短期入所</th><th>ユニット型個室</th><th>ユニット個多床室</th><th>従来型個室</th><th>多床室</th></tr>
<tr><td>第1</td><td colspan="2">市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者</td><td>300 円</td><td>300 円</td><td>820 円</td><td>490 円</td><td>490 円
（320 円）</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>第2</td><td colspan="2">市町村民税世帯非課税で年金収入+その他合計所得金額が 80 万円以下の人</td><td>390 円</td><td>600 円</td><td>820 円</td><td>490 円</td><td>490 円
（420 円）</td><td>370 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第3</td><td rowspan="2">市町村民税世帯非課税で、利用者負担段階第 2 段階以外の人</td><td>第 3①
左に該当し、年金収入+その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万以下の人</td><td>650 円</td><td>1,000 円</td><td rowspan="2">1,310 円</td><td rowspan="2">1,310 円</td><td rowspan="2">1,310 円
（820 円）</td><td rowspan="2">370 円</td></tr>
<tr><td>第 3②
左に該当し、年金収入+その他の合計所得金額が 120 万円を超える人</td><td>1,360 円</td><td>1,300 円</td></tr>
<tr><td>基準</td><td colspan="2">次のいずれかに該当する人
・市町村民税世帯課税の人
・配偶者（世帯分離をしている配偶者、内縁関係等含む）が市町村民税課税の人
・預貯金等が一定額を超える人</td><td>1,445 円</td><td>1,445 円</td><td>2,006 円</td><td>1,668 円</td><td>1,668 円
（1,171 円）</td><td>377 円
（855 円）</td></tr>
</table>

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額

○預貯金等の要件

第1段階	単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下
第2段階	単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第3段階①	単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第3段階②	単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

第2号被保険者の預貯金基準は段階に関わらず単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下です。

預貯金等について、法203条に基づき必要に応じて金融機関へ照会します。年金及び預貯金等の金額などを不正に申請した場合には、給付額の返還に加えて加算金が課せられる場合があります。

2 今後の予定

負担限度額認定証を発行している人には更新申請の案内をしています。申請には預貯金等の確認資料（通帳の写しなど）の添付が必要です。

6月末までに申請のあった令和5年8月から令和6年7月末までの負担限度額認定証について、7月下旬に送付する予定です。

（3） 高額介護サービス費について

高額介護（予防）サービス費の自己負担限度額の区分は次のとおりです。

区　分		自己負担限度額（月額）
現役並み所得者※	年収約 1160 万円以上	140,100 円
	年収約 770 万円以上約 1160 万円未満	93,000 円
	年収約 383 万円以上約 770 万円未満	44,400 円
一般		44,400 円
市町村民税世帯非課税等		24,600 円
	年金収入 80 万円以下等	15,000 円（個人）
	生活保護受給者等	15,000 円

※世帯内に課税所得 145 万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収 520 万円以上（単身世帯の場合は 383 万円以上）

（4） その他

負担割合や負担限度額、高額介護サービス費の上限額（受領委任払いの場合）が遡及変更した場合の利用者負担については、サービス事業所が東大阪市に介護給付費の過誤申立を行い再請求することにより、被保険者に追加徴収又は差額返還での調整をお願いします。

2.介護給付費等の過誤申立について

過誤申立とは

介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対する請求誤りがあった場合に、事業者が保険者を通じて審査済みの請求を取下げることをいいます。取下げ後、事業者は正しい内容で国保連に再請求し請求誤りを修正できます。

過誤申立依頼のしかた

過誤申立依頼は、保険者（東大阪市）あてに、事業所ごと・被保険者ごと・サービス提供年月の明細書ごとで行います（本市以外の被保険者については受付できません）。

（1）一般過誤（通常の請求取下）と（2）同月過誤があり、取下げのみの場合は一般過誤となります。

※審査済みの請求が対象となるため、過誤申立依頼できるのは審査の翌月以降です。

※請求月と同月の過誤申立依頼はできません。また「返戻」や「保留」の場合もできません。

※給付管理票の修正と再請求は同時にできません。

※<u>大量に過誤申立依頼を行う場合は、必ず事前に給付管理課へご連絡ください。</u>

（1）一般過誤（通常の請求取下）

審査決定の翌月以降に過誤申立依頼をし、請求を取下げた後、国保連より送付される「介護給付費過誤決定通知書」を確認のうえ、国保連へ再請求を行います。

〆切日：**<u>毎月 10 日</u>**（閉庁日の場合その直前の開庁日）

（2）同月過誤

審査決定の翌月以降に過誤申立依頼をし、請求取下と再請求を同一月内に国保連で処理するため、「介護給付費過誤決定通知書」を未確認のまま、保険者の〆切日の翌月 1～10 日の受付期間中に国保連へ再請求を行います（取下額と再請求額が差引処理されます）。

※他都道府県の事業所については、所在地の国保連で同月過誤が可能か確認してください。

〆切日：**<u>毎月 20 日</u>**（閉庁日の場合その直前の開庁日）

提出書類（郵送可）

① 「介護給付費過誤申立依頼書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立依頼書」

② 誤って請求した明細書と修正した明細書、それぞれの写しに「誤」「正」と記入したもの

※依頼書の控えが必要な場合は、依頼書 2 部と返信用封筒（郵送の場合）を提出してください。

※大量に過誤申立が発生するにあたって市が認めた場合、「過誤申立内容一覧」の提出により被保険者ごとの①②を提出省略可能です。事前に給付管理課へご相談ください。

留意事項

過誤申立により利用者負担額に変更が生じ、支給済みの高額介護サービス費等に返還金が発生した場合、事業所に調整を依頼し、納付書等を送付することがありますのでご了承ください。

提出及び問合わせ先　東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 電話：06-4309-3186

介護給付費過誤申立依頼書

※一般過誤または同月過誤を○で囲み、同月過誤の場合は再請求月を必ず記入してください。

一般過誤
同月過誤（　　年　　月再請求分）

保険者名	東大阪市

被保険者番号	
被保険者氏名	
サービス提供年月	～　　年　　月 　　年　　月

事業所番号	
事業所名	
電話番号	（　　）
FAX番号	（　　）
担当者名	

※該当する様式番号・申立理由番号を○で囲んでください。

様式

様式番号	様　式　名　称	明細書様式
10	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 （訪問介護・通所介護・居宅療養管理指導・福祉用具貸与・小規模多機能型居宅介護　等）	様式第2
11	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 （介護予防居宅療養管理指導・介護予防福祉用具貸与・介護予防小規模多機能型居宅介護　等）	様式第2の2
21	居宅サービス介護給付費明細書（短期入所生活介護）	様式第3
24	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防短期入所生活介護）	様式第3の2
22	居宅サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）	様式第4
25	介護予防サービス介護給付費明細書 （介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護）	様式第4の2
23	居宅サービス介護給付費明細書（病院等における短期入所療養介護）	様式第5
26	介護予防サービス介護給付費明細書（病院等における介護予防短期入所療養介護）	様式第5の2
2A	居宅サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護）	様式第4の3
2B	介護予防サービス介護給付費明細書（介護医療院における介護予防短期入所療養介護）	様式第4の4
30	地域密着型サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）)	様式第6
31	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）)	様式第6の2
32	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 （特定施設入居者生活介護（短期利用以外）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外））	様式第6の3
33	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防特定施設入居者生活介護）	様式第6の4
34	地域密着型サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護（短期利用））	様式第6の5
35	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 （介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用））	様式第6の6
36	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 （特定施設入居者生活介護（短期利用）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用））	様式第6の7
40	居宅介護支援介護給付費明細書	様式第7
41	介護予防支援介護給付費明細書	様式第7の2
50	施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書 （介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	様式第8
60	施設サービス等介護給付費明細書（介護保健施設サービス）	様式第9
61	施設サービス等介護給付費明細書（介護医療院サービス）	様式第9の2
70	施設サービス等介護給付費明細書（介護療養施設サービス）	様式第10

申立理由

申立理由番号	申　立　理　由
02	請求誤りによる実績取り下げ
49	適正化による保険者申立の取り下げ
（　　）	（　　）

注）この依頼書に大阪府国民健康保険団体連合会に請求した明細書の写しと正しい明細書を正と誤を明記した上でそれぞれ1部添付してください。

備考

	高額介護サービス費確認
	有　・　無
	（　　）

受付者

受付印

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立依頼書

※一般過誤または同月過誤を〇で囲み、同月過誤の場合は再請求月を必ず記入してください。

一般過誤
同月過誤（　　年　　月再請求分

保険者名	東大阪市

被保険者番号	
被保険者氏名	
サービス提供年月	年　月 ～　年　月

事業所番号	
事業所名	
電話番号	（　　）
FAX番号	（　　）
担当者名	

※該当する様式番号・申立理由番号を〇で囲んでください。

様式

様式番号	様　式　名　称	明細書様式
10	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費）	様式第2の3
20	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）	様式第7の3

申立理由

申立理由番号	申　立　理　由
02	請求誤りによる実績取り下げ
99	東大阪市からの勧奨によるもの
（　　）	（　　）

注）この依頼書に大阪府国民健康保険団体連合会に請求した明細書の写しと正しい明細書を正と誤を明記した上でそれぞれ1部添付してください。

備考

	高額介護予防サービス費相当事業確認 有　・　無 （　　）

受付者

受　付　印

３．東大阪市介護給付適正化事業について

東大阪市では国の指針に基づき「東大阪市介護給付適正化計画重要事業実施計画書」を策定し、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療給付情報の突合」「縦覧点検」「給付費通知」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与の調査」「給付実績の活用」の適正化事業を以下のとおり実施しています。事業について、ご協力をお願いします。

要介護認定の適正化

・認定調査票及び主治医意見書を点検する。

・認定調査員の新規及び現任研修、介護認定審査会委員に対する研修を実施する。

・市の認定調査員職員が委託事業所新規調査員に実地見学研修を行う。

ケアプランの点検

・ケアプラン等を点検し、利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認する。

・ケアプランの点検での主な指摘事項について、研修等で周知する。

・一定条件のもと居宅介護支援事業所単位で抽出したケアプランについて、点検の実施及び地域ケア会議または行政職員やリハビリテーション専門職が参加する形で行う会議等で検証する。

医療給付情報の突合

・国保連介護給付適正化システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用いて、給付状況を確認する。

縦覧点検

・国保連介護給付適正化システムから出力されるリスト等を用いて、給付状況を確認する。

給付費通知

・給付実績等から、利用者ごとに直近６か月の利用実績を記載した給付費通知書を送付する。

住宅改修の適正化

・申請書類を点検し、理由書作成者や施工事業者に対し聞き取りを行う。

・申請者の一部を抽出して、リハビリテーション専門職による住宅改修の計画内容及び申請者の身体状況等を点検する訪問調査を実施する。

福祉用具購入・貸与の調査

・利用者の一部を抽出して、リハビリテーション専門職による福祉用具の利用状況及び計画内容を点検する訪問調査を実施する。

・福祉用具購入・貸与について、ケアプランの点検の際に必要性を確認する。

・介護支援専門員から提出された理由書により軽度者の福祉用具貸与について必要性を確認する。

・国保連合会から配信される給付実績の情報を活用して点検する。

給付実績の活用

・国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正な給付がないか確認する。

4.第三者行為求償対象者に係る情報提供について（お願い）

1. 第三者求償とは

交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となったりした被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられています。

介護保険では、介護保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為が原因による介護保険給付額を限度として、保険者（東大阪市）は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされています。

このように、第三者行為が原因で、保険者が受けた損害を補てんするための求償行為を「第三者行為求償」といいます。

平成 28 年 4 月 1 日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、被保険者は保険者への届出が義務となりました。

2. 第三者行為により介護が生じる可能性がある場合について

第三者行為による求償事務は、被保険者が東大阪市へ届出することによります。第三者行為が原因で介護保険給付を受けることになった場合、速やかに東大阪市に届出が必要です。サービス事業者においては、該当者について東大阪市への情報提供にご協力願います。東大阪市は、損害賠償の徴収等に関する一連の手続きを「大阪府国民健康保険団体連合会」に委託しています。東大阪市に提出された書類に基づき、第三者側（加害者・損害保険会社等）と東大阪市から委託された大阪府国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

3. 届出の提出書類

① 第三者行為による傷病届
② 事故発生状況報告書
③ 同意書
④ 誓約書（第三者が記入）
⑤ 交通事故証明書（警察署で発行）の写し

4. その他

第三者行為による介護保険給付を受けている可能性がある被保険者の方について、東大阪市から届出についてご案内する場合がありますので、ご協力願います。

問合先：東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課 TEL06-4309-3186

生活保護制度の概要と介護扶助の留意点及び介護扶助適正化について

東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

令和５年５月

第１ 生活保護制度について

日本国憲法第２５条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び推進に努めなければならない」と規定されています。

生活保護法（以下「法」という。）は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。このような目的を達成するため、生活保護法は、次のような基本原理・原則によってささえられています。

基本原理・原則		説明
基本原理	国家責任の原理（法第１条）	日本国憲法第２５条の理念により、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
	無差別平等の原理（法第２条）	生活に困窮するすべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理（法第３条）	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	補足性の原理（法第４条）	法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。
基本原則	申請保護の原則（法第７条）	法による保護は、要保護者、その扶養義務者、または、その他の同居の親族の申請に基づいて、申請日以降開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則（法第８条）	法による保護の基準は厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域などの基準に応じて、必要な事情を考慮して定められています。
	必要即応の原則（法第９条）	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢、健康状態等その個人または世帯の実際の必要性を考慮した上で、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位の原則（法第１０条）	法による保護の要否及び程度は、世帯を単位として定めます。 ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定められる場合があります。

1. 生活保護の方法と種類

生活保護は、その内容によって、８種類の扶助に分けられています。それぞれ最低限度を充足するに必要とされる限度において具体的な支給範囲が定められています。（法第１１条）

種類	内容	給付
生活扶助	衣食その他の日常生活品を購入する生活費、光熱水費	現金給付
教育扶助	義務教育に必要な費用（学費、学用品、給食費、通学用品）	
住宅扶助	家賃や住宅を維持するのに必要な費用	
医療扶助	健康保険に準じて治療に必要な費用	現物給付
介護扶助	**介護サービスに必要な費用**	
出産扶助	分娩に必要な費用	現金給付
生業扶助	就労に必要な費用、高校就学費用	
葬祭扶助	葬祭に必要な費用	

それぞれの扶助は、要保護者の必要に応じて２種類以上同時に給付される場合と医療扶助のみ単独で給付される場合等があります。

単　　給	医療費等の支出が増加した結果として、収入額が最低生活費を下回った場合などに、最低生活費から不足分が医療扶助として単給される場合など
併　　給	生活扶助と住宅扶助など複数の扶助を受けるような場合です。

2. 保護の実施機関

都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長は、保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第１９条）

東大阪市では、これらの保護の決定、実施に関する事務は福祉事務所が行っています。

＜東大阪市の福祉事務所＞

名　　称	所　在　地	郵便番号	電　話　番　号
東大阪市東福祉事務所	東大阪市旭町１－１	579-8048	072-988-6616
東大阪市中福祉事務所	東大阪市岩田町４－３－２２－３００	578-0941	072-960-9271～2(保護) 072-960-9273(医療)
東大阪市西福祉事務所	東大阪市高井田元町２－８－２７	577-0054	06-6784-7696(保護) 06-6784-8993(医療)

第２　指定介護機関とは

介護扶助のための介護を担当する介護事業者は、国の開設した介護事業者については厚生労働大臣の、その他の介護事業者については、開設者の申請に基づき、事業所の所在地を所管する都道府県知事の指定を受けることとされています。（法第５４条の２）

この生活保護の指定を受けた介護事業者を「指定介護機関」といいます。

指定介護機関が遵守すべき内容として指定介護機関介護担当規定が定められています。
（詳細は「介護機関の手引き」を参照してください。）
指定介護機関介護担当規定（一部抜粋）（厚生省告示第191号　平成12年3月31日）

（指定介護機関の義務）
第1条　指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者の介護を担当しなければならない。（以下略）

【指定介護機関の義務と留意事項】

福祉事務所から要介護者の介護の委託を受けた指定介護機関は、次の事項を遵守しなければなりません。

介護担当義務

① 福祉事務所から委託を受けた要介護者及び要支援者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。（法第50条第1項）

② 指定介護機関介護担当規則の規定に従うこと。

③ 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。（法第52条第1項）

第1　介護報酬に関する義務

① 被保護者について行った介護に対する報酬は、法による介護の報酬に基づき所定の請求手続きにより請求すること。（法第52条第2項）

② 介護内容及び介護報酬の請求について市長の審査を受けること。（法第53条第1項）

③ 市長の行う介護報酬額の決定に従うこと。（法第53条第2項）

第2　指導等に従う義務

① 被保護者の介護について市長の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）

② 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する市長の報告命令に従うこと。（法第54条第1項）

③ 市長が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（法第54条第1項）

第3　届出の義務

① 指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合、該当する届出を速やかに行うこと。（法第50条の2）

第4　標示の義務

① 指定介護機関は、「生活保護法指定」の標示をその業務を行う場所の見やすい箇所に提示しなければならない。（規則第13条）

第5　居宅介護支援計画・介護予防支援計画の作成にあたって

① 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画を作成すること。

② サービス提供事業者は、生活保護の指定介護機関から選ぶこと。

③ 被保護者のプライバシーの保護に十分配慮すること。

④ 2号みなしの被保護者が障害者総合支援法の介護給付を受ける場合は、介護保険区分支給限度額との調整が必要になる。

⑤ 介護券の発券には、福祉事務所へ居宅サービス計画等の提出が必要である。

【指定介護機関における留意事項】

(１) 生活保護法による指定を受ける際に同時に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以降、「中国残留邦人等支援法」）による指定も受けることとなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細についてはサービスを受ける被保護者の支援給付を実施している福祉事務所へご確認ください。

１．指定介護機関の指定申請手続について

(１)介護機関の指定申請

介護事業者が、新たに介護扶助の請求を行うには、事業所ごとに生活保護法の指定が必要となります。ただし、生活保護法のみなし指定（「みなし指定について」参照）の対象となる介護事業者については新規申請が不要です。

みなし指定を含め指定後に、生活保護法施行規則に規定のある内容（次頁参照）に変更等があった場合は、生活保護法の変更届出等の手続きが必要です。また、介護保険法等における処分を受けた事業所についても生活保護法の処分届や廃止届等の届出が必要となります。

※訪問看護ステーションが「医療扶助」の請求を新規に行う場合は、みなし指定とはなりませんので別途、生活保護法指定医療機関の申請が必要です。

(２)みなし指定について

生活保護法の改正により、平成２６年７月１日以降に介護保険法による指定または開設許可を受けた介護事業者については、生活保護法等による指定を受けたものとみなされます（みなし指定）。よって、このみなし指定を受けた介護事業者は生活保護法の新規指定申請は不要となります。ただし、平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けているが生活保護の指定を受けていなかった介護事業者は、みなし指定の対象とはなりませんので、新たに介護扶助の請求を行う場合は、生活保護法による指定申請が必要となります。

介護保険法の指定または開設許可	生活保護法の指定	生活保護法の申請手続き
平成 26 年 6 月 30 日以前	あり	－
	なし	要
平成 27 年 7 月 1 日以降	みなし指定	不要
	別段の申出（辞退）	要

<生活保護のみなし指定を不要とする場合>

介護保険法の規定による指定または開設許可をうけた介護事業者が生活保護の指定を不要とする場合、申出書により「別段の申出」（辞退届）を行う必要があります。

地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉設については、他のサービスとは異なり別段の申出は行えません。ただし併設して行えるサービスについては可能です

なお、別段の申し出をした介護事業者が、改めて生活保護法の指定を希望するときは、生活保護法による新規の指定申請が必要です。

（参考）【介護機関の指定、変更、廃止等の事由と提出書類】

<table>
<tr><th colspan="2">申　請　・　届　出　を　要　す　る　事　項</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1)　平成２６年６月３０日までに介護保険法の指定を受けていた事業所(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く）が新たに生活保護法の指定を受ける場合</td><td rowspan="2">・指定申請書
・誓約書
・印鑑（代表者印）
・介護事業者指定通知書の写し（みなし指定を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(2)既に指定介護機関である場合</td><td>すでに他の介護サービスの指定を受けている事業所が、新たな介護サービスを行なう場合（介護予防も含む）</td></tr>
<tr><td>介護機関の名称、所在地、住居表示の変更</td><td rowspan="4">・変更届
・介護事業者に交付される受理書の写し（みなし指定を除く）
・管理者の変更のみ誓約書が必要</td></tr>
<tr><td>開設者が法人の場合、法人名称、所在地の変更</td></tr>
<tr><td>開設者が個人の場合、氏名、生年月日、住所、職名</td></tr>
<tr><td>管理者の氏名、生年月日、住所</td></tr>
<tr><td>事業自体が廃止となるとき
・　天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の相当部分が滅失し又は損壊した時
・　開設者が死亡し、又は失踪の宣告をうけたとき
・　開設者が自己の意思により当該介護機関を廃止したとき</td><td rowspan="3">・廃止届
・介護事業者に交付される受理書の写しで廃止したことが確認できるもの（みなし指定を除く）</td></tr>
<tr><td>事業廃止を伴わないが介護保険事業者番号が変更となったとき</td></tr>
<tr><td>指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを廃止した場合
（一部のサービスを廃止する場合は、そのサービス名を記載する）
H26.7.1 以前に指定を受けている事業者（みなし指定も含む）</td></tr>
<tr><td>・指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを休止した場合
（一部のサービスを休止する場合は、そのサービス名を記載する）</td><td>・休止届
・介護事業者に交付される受理書の写しで休止したことがわかるもの（みなし指定を除く）</td></tr>
<tr><td>・休止した指定介護機関が再開した場合</td><td>・再開届
・介護事業者に交付される受理書の写しで再開したことがわかるもの（みなし指定を除く）</td></tr>
<tr><td>・介護保険法により指定の取消し等の処分を受けたとき</td><td>・処分届
・介護事業者処分通知書の写し
（みなし指定を除く）</td></tr>
<tr><td>指定介護機関が生活保護法の指定を辞退しようとする場合
（辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要）</td><td>・辞退届</td></tr>
</table>

※　申請様式に関しましては東大阪市ホームページ＞事業者の方へ＞福祉・介護保険＞生活保護法＞生活保護法等による介護機関の指定にございますのでご参照ください。

第３ 介護扶助とは

生活保護における８つの扶助の１つであり、介護保険創設（平成１２年度）とともに新たな扶助として創設されたもので、生活保護受給者（以下、「被保護者」という。）がサービスを利用した場合に現物給付されます。

被保護者が介護扶助の給付を受けるには、要介護認定等の申請を行い、要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態であると認定される必要があります。

介護扶助は居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られるため、認定後は担当のケアマネジャーが作成した居宅介護支援計画書（サービス利用票・利用票別表・居宅（施設）サービス計画書等）、介護予防支援計画書、介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるもの（以下、「居宅サービス計画等」という。）の写しを保護申請書又は保護変更申請書とともに福祉事務所に提出する必要があります。

施設入所についても同様に施設サービス計画書を提出してください。

〈留意事項〉

- ○ 被保護者のケアプラン作成にあたり、区分支給限度額を超えるものは認められません。
- ○ 適用は原則、保護申請書又は保護変更申請書の提出日以降で必要と認められた日です。
- ○ （介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は入居費用が住宅扶助の基準額内である場合に限り入居が認められます。

〈参考：介護扶助の程度〉

介護扶助の程度は、生活保護法第８条に「要保護者の需要を基とし、不足分を補う程度において行うもので、必要な事情を考慮して最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これを超えないものでなければならない」とされています。

> *生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額*

厚生労働大臣の定める基準　昭和 38 年厚告１５８「生活保護法による保護の基準」

(１)介護扶助の種類

	内容
居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	居宅サービスについて居宅介護（介護予防）支援計画等に基づき支給を決定し現物給付します。
福祉用具 介護予防福祉用具	被保護者の申請により、福祉用具購入の対象であるかを確認し、原則として現金給付します。 ※　被保険者以外の者にあっては、障害者総合支援法の日常生活用具の給付等を受けることができない場合であること
住宅改修 介護予防住宅改修	被保護者の申請により、住宅改修の対象であるかを確認し、原則として現金給付します。 ※　被保護者以外の者にあっては、障害者施策での給付を受けることができない場合であること
施設介護	施設サービスについて施設サービス計画等に基づき支給を決定し現物給付します。
移送	居宅サービス利用時の交通費や介護施設への入所・退所に伴う移送の交通費等（なるべく現物給付）について、最小限の実費を支給します。

(２)被保険者と介護扶助の負担割合

被保険者	負担割合	
【第１号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する６５歳以上の者 (被保護者でも被保険者となる)	介護保険９０％	**介護扶助 １０％**
【第２号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者※1 で加齢に伴う特定疾病※2 により要介護(要支援)状態の者	介護保険９０％	**介護扶助 １０％**
【被保険者以外の者（２号みなし)】 市町村の区域内に住所を有する４０歳以上６５歳未満の医療保険未加入者※1 で加齢に伴う特定疾病※2 により要介護(要支援)状態の者	**介護扶助１００％**	

※１ 国民健康保険の加入者は、被保護者になることで国民健康保険の被保険者から除かれる（国民健康保険法第６条）ため介護保険の「第２号被保険者」とはならない。

国民健康保険法（適用除外）
第六条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者としない。
九 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

※２ 加齢に伴う特定疾病１６種類【介護保険法施行令第２条】
①末期がん（医師が判断したものに限る)、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(３)被保険者以外の者（２号みなし）とは

40 歳以上 65 歳未満で特定疾病により要介護状態又は要支援状態にある者は「2 号被保険者」となりますが被保護者のほとんどは医療保険未加入となるため 2 号被保険者になりません。被保護者で２号被保険者の対象にならない者は「被保険者以外の者」(以下、「２号みなし」という。）となり費用の全額を生活保護の介護扶助で給付します。給付対象のサービスは最低限度の生活を保障するという生活保護制度の趣旨目的から原則として介護保険の給付対象サービスと同範囲です。(生活保護法第１５条の２）

2 号みなしの被保護者は、自立支援給付等（障害者総合支援法、難病法など）の優先的な活用を図ったうえで、なお介護保険サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合に限り介護扶助が給付されます。(**保護の補足性の原理**)。

被保険者番号は「H」から始まり、介護サービス費用（ケアプラン作成料も含む）は介護扶助（公費 100%）で請求します。保険請求（保険 0%）分はありません。

利用後に他法の活用が見込めるようになった場合は優先して他法を活用してください。

(４)介護券の発行

福祉事務所は居宅サービス計画等を確認した後、介護サービスごとに事業者に対して介護券を毎月発行・送付します。介護予防・日常生活支援（訪問助け合いサービス及び通所型つどいサービスのみ)、福祉用具購入（介護予防福祉用具購入)、住宅改修（介護予防住宅改修）及び移送を除き、介護券を発行します。

介護事業者は介護券に基づいて介護扶助分を国保連合会にご請求いただくこととなります。介護券の内容を介護給付費明細書に正確に転記し請求してください。(番号間違えが増えています。請求前にもう一度公費負担者番号・受給者番号をそれぞれ確認してください。)

第４ 介護扶助と他法他施策との関係

他の制度の活用が見込める被保護者は、必ず他の制度を優先して活用してください。本人が選択したとの理由で難病等の他法が適用できる被保護者に介護扶助の請求は不適切です。他法他施策を活用した上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠と判断された場合に介護扶助は適用されます。(補足性の原理による)

要保護者の介護扶助にあたっては、補足性の原理により優先して活用できる他法他施策がある場合には、当該保護者に対してこれを活用すべきことを指導するとともに、当該他法他施策の運営実施機関に連絡して、当該要保護者に関する処遇が適正円滑に行われるように配慮すること（介護扶助実施方式）

(１)介護扶助に優先される主な介護保険優先公費等

公費負担医療等	負担割合	対象サービス	資格証明等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（精神通院医療）	100	訪問看護、介護予防訪問看護	受給者証
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（一般疾病医療費の給付）	100	介護老人保健施設サービス及び介護医療院サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て ※食費及び居住費を除く	被爆者健康手帳
難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）	100	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス	受給者証
被爆体験者精神影響等調査研究事業	100	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスの医療系サービスの全て。※食費及び居住費を除く	受給者証
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	100	訪問介護及び訪問型サービス（独自） （前年度の収入により決定、申請先は保健センター）	資格認定証
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	100	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び通所型サービス（独自）	被爆者健康手帳

第５ 介護報酬の請求手続

（１）介護券に基づく請求

介護扶助の請求は、福祉事務所から発行される介護券に基づき、公費負担者番号及び受給者番号等を介護給付費明細書へ正確に転記し、大阪府国民健康保険団体連合会に毎月 10 日までに請求してください。

※　介護報酬請求の際の留意事項

下記の点にご留意の上、介護報酬をご請求下さい。

① 介護券に本人支払額が記載されている場合は、直接本人から記載されている額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会に請求して下さい。

② 介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。

③ ２号みなしの居宅サービス費及び居宅介護支援費（ケアプラン作成料）は、福祉事務所から介護券の交付を受けて全額介護扶助（公費 100%）で国保連合会に請求してください。保険給付率をいれると返戻になります。

④ 居宅療養管理指導は、給付管理の対象外となっていますが、介護券はサービス利用票に基づいて発行されます。担当のケアマネジャーに居宅サービス計画への位置づけとサービス利用票への記載を依頼してください。

⑤ 当該月に介護サービス等の利用がなかった場合は、利用のない介護券について福祉事務所へご連絡ください。

⑥ 東大阪市には３つの福祉事務所があります。それぞれ中・西・東福祉事務所の公費負担者番号は違いますので請求時はご注意ください。他の福祉事務所の公費負担者番号で請求された場合は返戻もしくは過誤の扱いになります。

（２）本人支払額の請求

福祉事務所では、被保護者が負担できる収入があると認定した場合は、その負担できる額を本人支払額として介護券に記載します。介護事業者は、交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に直接請求してください。

介護給付費明細書は、公費分本人負担額の欄に記載します。利用者負担額から公費分本人負担額を差し引いた額が公費（介護扶助）請求額となります。

本人支払額の上限は 15,000 円です（居住費及び食費の標準負担額を除く）。なお、２号みなしの被保護者については本人支払額の上限がありません。記載額の請求をお願いします。

第６ その他の留意事項について

（１）介護保険負担限度額認定申請の手続きについて

被保護者が、短期入所サービスや施設サービスを利用する場合、食費や居住費は利用者負担第１段階が適用されますが負担減免を受けるには、負担限度額認定申請を保険者に対して行う必要があります。負担減免は、申請後に適用される為、利用前に手続きをおこなってください。被保護者本人が手続きを行うことが困難な場合には、申請のお手伝いをお願いします。また、個室やユニット型居室に入居する場合で社会福祉法人等による利用者負担の減

額等の制度が活用できる場合は、手続きをお願いします。

〈被保護者が利用できる利用者負担軽減制度等〉

		食費	滞在費・居住費
介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）	１号・２号	○	○
	２号みなし	×	×
社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業	１号・２号	×	○
	２号みなし	×	○

※　被保護者に係る食費及び居住費（滞在費）は介護保険の「食費の基準費用額」及び「居住費（滞在費）の基準費用額」の範囲内であることが義務付けられています。食費について 300 円/日を超える額で国保連に請求した場合は返戻されます。

<参考>生活保護法第 54 条の２第４項において準用する同法第 52 条第２項の規定による介護の方針及び介護の報酬（厚生省告示第 214 号　平成 12 年４月 19 日）

> *九　介護保険法第 51 条の３第５項に基づき特定入居者介護サービス費の支給があったとみなされた場合にあっては、同条第２項第一号に規定する食費の負担限度額又は同条第二号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払いを受けてはならない。（以下略）*

※　被保護者の場合、社会福祉法人等による生計困難者等の対する利用者負担軽減制度事業は福祉施設入居や短期入所の居住費（滞在費）のみが対象です。生計困難者の軽減対象サービスとは適用範囲が異なりますのでご注意ください。

(２)短期入所サービスや施設サービス時の個室利用について

被保護者が短期入所サービスや施設サービスを利用する場合の個室利用の考え方は下記のとおりです。施設入所に関しては居住費が減免等により費用負担が発生しない場合は個室利用が可能ですが、費用が発生する場合は利用が認められません。短期入所サービスについては、滞在費を本人負担できる場合は利用が認められますが、支払いが困難となる可能性もあるので費用について事前に本人又は家族への説明を十分に行ってください。

<被保護者の個室利用について>

居室の種類	施設入所	短期入所	備考
多床室	○	○	
従来型個室	▲	○	短期入所時の個室は被保護者本人が滞在費を支払える場合は利用可、福祉事務所は費用の負担を行わない。
ユニット型個室	▲	○	
ユニット型個室的多床室	▲	○	
特別な居室	×	×	利用者が選定する特別な居室

○利用可、▲例外的対応または減免等により費用が発生しない場合は可、×利用不可

平成１７年９月１４日　厚生労働省社会・援護局保護課　事務連絡より

(３)小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護における泊りサービス及び入院時の請求について

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護における泊りサービスの費用（食

費や宿泊費）は補足給付の対象とならないため、食費及び宿泊費が全額本人負担になります。本人が支払を行える場合には利用は可能ですが、宿泊の費用が高額となり支払いが困難になる可能性もあるため、利用にあたっては本人又は家族への説明を十分に行ってください。
（社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業の対象にもなりません）

また、宿泊サービスは住居とは認められないため住宅扶助の対象ともなりませんのでご注意ください。

被保護者が月途中に入院した場合は、生活保護制度における必要かつ最小限の給付という観点から一時的に契約を終了し、日割り計算での請求をお願いいたします。

(４)定期巡回・随時対応型訪問介護看護と入院時の請求について

被保護者が月途中に入院した場合には、生活保護制度における必要かつ最小限の給付という観点から一時的に契約を終了し、日割り計算での請求をお願いいたします。

「入院の場合、契約は継続しているので月額包括報酬の請求は可能である。ただし、利用者負担を考慮して日割りで請求することも差し支えない。」
（H25 年 10 月 28 日世田谷区介護保険課が厚生労働省老健局振興課基準第１係に電話確認）

第７ 生活保護行政適正化について

本市では、被保護者が人口の約３．４％であり、市の予算全体の約２割を占める状況となり、財政硬直化の主たる要因ともなっています。これを受け、平成 24 年１月に市長を本部長とした「生活保護行政適正化推進本部」が設置されました。

また、平成 24 年９月には、適正化に向け具体的な内容や数値目標を盛り込んだ「東大阪市生活保護行政適正化行動計画」を策定しました。行動計画は平成 28 年３月末で終了していますが、今後もこの流れを止めることがないように市独自施策の基本的な方針として、「東大阪市生活保護行政適正化方針」を策定し、生活保護行政の適正化を図っていきます。この方針の中で、介護扶助の適正化も推進しており、福祉事務所に専門の適正化推進員を配置し、請求内容の検証や請求誤りの点検などを行っております。

(１)適正化に伴う点検について

点検では、「介護扶助の適正化について」（*H23.3.31　社援保発 0331 第 14 号*）の通知に基づき、被保護者の状態に応じた適切なケアプランが作成されているか、被保険者以外の者（２号みなし）の者について、「生活保護法４条の２」の他法優先の原則により、障害者総合支援法や難病法など他法が活用できないか、また、受給資格など請求内容に過誤がないか等の確認を行っています。事業者の皆さまにも請求内容などについて確認させていただくことがあると思いますのでご協力をお願いいたします。

〈参考：介護扶助の適正化について〉H23.3.31　社援保発 0331 第 14 号

１　居宅サービス計画（ケアプラン）の確認

各福祉事務所において、実際に居宅サービス計画の作成経験のある介護支援専門員資格所有者を雇用する等を通じて、利用者の意向を十分把握した上でサービス提供の検討が行われているかどうか等の確認を行い、不正又は不適切なサービス提供がなされていないか確認すること。

２　介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表との照合

３　医療扶助給付情報との照合

(２)適正化業務における主な指摘事項について

内容	対処	根拠
古い受給者番号が使用されている	福祉事務所より送付された介護券を確認のうえ請求をしてください	介護扶助運営要領５－２－(７)－オ（ウ）介護券から介護給付費明細書への正確な転記 福祉事務所が変更となった場合には公費負担者番号も変更になります
すでに廃止された被保護者についての請求がある	保険者へ過誤申立をおこなってください※１	
２号みなしの被保護者が月途中で１号被保険者となっているが、全額介護扶助での請求がある	保険者へ過誤申し立てをおこない、それぞれ日割り計算での請求を行ってください	月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成 30 年 3 月 30 日老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）
２号みなしの被保護者への他法他施策の適用ができていない	介護扶助に優先して給付される他法他施策を活用してください	介護扶助運営要領５－２－（２）他法他施策との関係
区分支給限度額を超えたサービスの提供が行われている	区分支給限度額の範囲内になるよう居宅サービス計画の見直しや介護保険施設の入居を検討	介護扶助運営要領５－２－（１）決定の際の留意事項（ア） 居宅介護支援運営基準 13 条の三 利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない
毎月、区分支給限度額の利用率 99%超が続いている ※３	請求の調整を行わなければ区分支給限度額を超過していると考えられるため居宅サービス計画の見直し　等 請求調整を行っている事業者が散見されます。	
２月のみ日数が少ないため訪問回数を増やした※３		
退院後、少ない日数で区分支給限度額を使い切る※３		
被保護者の状態からみて不適切なサービスの提供が行われている※２、※４	被保護者の介護サービスに必要な最小限度の額とすること。居宅サービス計画の見直し	生活保護法第８条 厚告 158 生活保護法による保護の基準
同一事業者が定期巡回型訪問介護と訪問介護を定期的に切替え初回加算の算定をしている	意図的に変更を行い加算の算定が行われていると思われる事業所には個別指導を行う場合もあります	

※１.他市が保険者である場合は公費分過誤申出書により福祉事務所が返戻する場合がある。

※２.不適切なサービス利用とは、事業者等による利益追求の結果、利用者の意向や状態像にあってないサービスが提供されているような場合のことを指す。特に高齢者住まいでは集住度の高さゆえ、個別性のない画一的なプランにより、効率性と利益追求のサービス提供が行われていないかを確認する必要がある。例：ある入居者は、朝・夕の着替え、身支度ができるのに、ケアプランに、訪問介護の起床介助や就寝介助を盛り込んでいる。特に要介護１・２の入居者に、全員、起床介助、就寝介助を盛り込んでいる場合は、注意深い検証が必要

※３.職員の勤務シフトやサービス提供実態を踏まえて、サービスありき、いわば“後付け”で、訪問介護を算定できるサービスを見つけて、ケアプランを策定し、それに基づき、介護保険の請求を行う。

※４.アセスメントの結果に基づかず、要介護度に応じて、一律のケアプランが策定されている。その結果として自立支援の観点が不足する。できることは利用者自らが行うといった前提に反した不要なサービスが行われているがケアプランの見直しがなされていない。

（大阪府版高齢者住まいにおける外付けサービス利用の適正化に向けた保険者用点検チェックシートより）

（３）介護扶助の受給資格確認について

介護扶助における受給資格の確認については以下のとおりとなっています。保護廃止後や受給決定前など受給資格がないと思われる請求があった場合は、福祉事務所より各事業所に連絡をさせていただきます。

	１号・２号被保険者	２号みなし
資格点検	福祉事務所	国保連合会
資格確認	介護給付費公費受給者一覧	被保護者異動連絡票
確認月	請求月の翌々月	請求月

第８ 高齢者向け住宅の適正化について

（１）高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針

東大阪市では、被保護者が高齢者向け住宅に入居する場合に生活保護基準への整合性の確認とサービス内容に関して最低生活の維持・確保を確認することを目的として取り扱い指針を定めています。指針の概要は、被保護者が入居する施設は原則として各法に定められた住宅であり、東大阪市有料老人ホーム設置運営指針等の法令を遵守している事業者であることなどが定められています。被保護者が入居する場合は事前に福祉事務所までご相談ください。

<参考　各法に位置づけられた住宅>

老人福祉法	第５条の２	認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）
	第５条の３	養護老人ホーム、経費老人ホーム（ケアハウス）
	第２９条	有料老人ホーム（介護付き・住宅型など）
高齢者住まい法	第５条	サービス付き高齢者向け住宅

詳細は、「高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取扱い指針」R3.6.11 をご参照ください。

（２）医療依存度が高い被保護者を入居させる場合

喀痰吸引や経管栄養など医行為が必要な被保護者を高齢者向け住宅へ入居させる事例が増えてきています。入居を検討する場合には、喀痰吸引等事業者への登録など住宅で医行為を行える体制を整備してください。住宅の看護師が医行為を実施する場合でも文書による医師の個別指示が必要（指示料の算定不可）で、包括的指示や口頭指示による医行為の実施はできません。入居者の医行為を訪問看護ステーションに委託して住宅が実施する場合は、重要事項説明書や契約書に提供内容及び費用を記載し、被保護者や家族に説明し同意を得てください。

高齢者向け住宅では看護師の雇用がないにもかかわらず、「24 時間看護師常駐」などといった誇大広告を出している事業者が見受けられます。併設の訪問看護事業所等が常駐して介護保険サービス等を提供しているような場合は特定事業者への誘導行為にあたります。

大阪府版高齢者住まいにおける外付けサービス利用の適正化に向けた保険者用点検チェックシートより
「併設の訪問介護事業所により 24 時間安心の介護」、「併設のデイサービス（通所等）をご利用いただきます」など併設事業所の利用を前提とした広告表示をしている。
（有老指針 10（10）ロ、高齢者居住安定確保基本方針五４、居宅介護支援等運営基準１条の２_２項、３項、４条２項違反）

日常的な医行為を特別訪問看護指示があったとして繰り返し医療扶助申請を行う事業所がありますが、特別訪問看護指示の定義に該当しないため申請が却下となることがありますので

ご留意ください。（理由については、診療報酬関連の通知等をご参照ください。）

(３)住まいが提供する付帯サービスと外付けサービスの明確化

住まい事業者が介護事業所を併設する等して介護サービスを提供する場合は、外付けサービス（介護保険など）と住まいが提供する付帯サービス等は明確に区別をしてください。介護サービス費は、個人契約によるサービスと介護保険サービスが明確に区別できる場合に限り請求することができます。有料老人ホームや東大阪市の生活保護の指針でもサービスを明確に区分することが求められています。

【老振発第 76 号】、【老老発 0928 第 1 号】、【東大阪市有老指針 10-(10)ロ】、【東大阪市生保指針２－（３）イ】

移乗介助が必要な被保護者に住宅の付帯サービスが全くない場合はベッドから車いすなど日常の移乗行為ができず住宅での生活が成り立たないと考えられます。福祉事務所が被保護者の生活状況を考慮した場合に歩行が困難な要介護者の入居が難しいと判断することがあります。

【介護事業者が高齢者住宅で保険外サービスを提供する場合の条件】

- ○ 事前にサービス内容を設定し明確に区分されていることを利用者に説明し理解を得ていること。また、ケアプランに位置付けられていること。
- ○ 従業員の業務区分を勤務表等により明確にしておくこと。保険外サービスの運営規定（事業の目的、運営方針、利用料）が介護保険とは別に定められていること。
- ○ 同一のサービスが行われる場合は保険内と保険外サービスの費用について不合理な差がないこと。指定訪問介護の会計とは区分されていること。

限度額を超えたためボランティアでサービスを行った等の内容は運営基準違反です。

> *利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領でない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるして訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他法への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。（基準解釈通知）*

(４)高齢者向け住宅における被保護者へのサービスの特徴

- ➢ 夜間の訪問介護について

最近の動向として夜間に良質な睡眠がとれるよう夜間のおむつ交換を減らす方向にあります。H30 年厚労省報告書「排泄介護の各プロセスにおける効率的な支援を実施するための介護技術開発に関する検討」では夜間(17:00～8:00)のおむつ交換は、特養・老健では 55%が「していない」、21%が「状態に応じ実施」となっており、介護保険施設では夜間のおむつ交換は減少方向にあります。

しかし、約 2 割の高齢者向け住宅が重度介護被保護者の 6 割超に夜間のおむつ交換を行っています（居宅サービス計画及び請求状況による分析）。新たに対象となった排泄予測支援機器等も活用し被保護者が良質な睡眠をとれるように努力してください。

- ➢ 適切なケアプランとサービスの提供について

ケアプランの点検や公費負担請求状況でも住宅の付帯サービスが明確になっておらず、サービスありき、いわば“後付け”で、訪問介護を算定できるサービスを見つけて、ケアプランを策定し、それに基づき、介護保険の請求を行っていると思われる事業者があ

ります。これは、居宅介護支援等運営基準 13 条、居宅サービス等運営基準 23 条 1 号、24 号 1 条違反となります。

(５)大阪府ケアプラン点検マニュアル（令和元年度版）より

高齢者向け住宅入居者を大阪府の調査データと東大阪市のデータで比較してみました。

○ 「要介護４」以上の重度の割合が高い

大阪府：38%、東大阪市：39%

○ 障害高齢者の日常生活自立度「B ランク」以上の重度者の割合が高い

○ 認知症高齢者の日常生活自立度の「Ⅲランク」以上の重度者の割合が高い

○ 区分支給限度額利用率の「90%以上 100%以下」の割合が高い

	大阪府	東大阪市
50%以上 60%未満	4.7%	6.8%
60%以上 70%未満	6.2%	8.8%
70%以上 80%未満	9.0%	13.4%
80%以上 90%未満	16.1%	23.9%
90%以上 100%以下	48.5%	30.4%

○ 薬の内服や買い物の「全介助」の割合が高い

○ 訪問介護と居宅療養管理指導の割合が高い

	大阪府	東大阪市
訪問介護	97.6%	84.5%
居宅療養管理指導	84.1%	88.0%

※東大阪市のデータは定期巡回・随時対応型訪問介護看護や訪問型サービス等の訪問介護の類似サービスも含みます。訪問介護のみのデータでは 77%でした。

○ 訪問介護の身体介護の割合と平均回数（月）が高い

	大阪府	東大阪市
身体介護の割合	92.0%	92.4%
身体生活の割合	27.4%	17.1%
生活援助の割合	64.1%	10.2%
通院乗降の割合	1.6%	0.3%
身体介護の平均回数	56.7 回	51.1 回

○ 福祉用具貸与の種目別の「特殊寝台本体」の割合が高い

大阪府：84.5%、東大阪市：90.1%

○ 認定申請種別の「区分変更申請」の割合が高い

大阪府：15.3%、東大阪市：10.7％

東大阪市の被保護者は骨折直後や入院直後に区分変更を行っていることが多い。R5 現在も急性病名での退院直後などで一時的に変化している時期での区分変更が見受けられます。

認定調査の実施及び留意点

○ 調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。

○ また、入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、介護保険によるサービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うように説明する。

認定調査員テキスト 2009　厚生労働省

○　被保護者の割合が高い

大阪府：32%、東大阪市：37%（被保護者が 75%に達する住宅もある）

といったような内容となっています。

第９ 個別指導の実施

東大阪市では、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、指定介護機関の個別指導を行っています。

個別指導は、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況、介護扶助に対する理解等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談形式で実施しますので、ご協力をお願いします。

〈参考：指定介護機関に対する指導及び検査〉

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">指導</th><th>検査（監査）</th></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="2">被保護者の処遇向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図る。</td><td>被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図る。</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="2">すべての指定介護機関</td><td>個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる介護機関及び個別指導を拒否する指定介護機関</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内容及び方法</td><td>一般</td><td>法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行う。</td><td rowspan="2">被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者一覧表等と介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行う。
必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこととする。</td></tr>
<tr><td>個別</td><td>被保護者の介護サービス給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿類等を閲覧し、懇談指導を行う。
特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができる。</td></tr>
<tr><td>根拠法</td><td colspan="2">生活保護法第 54 条の２第４項
（生活保護法第 54 条第１項準用）</td><td>生活保護法第 54 条の２第５項
（生活保護法第 54 条第２項準用）</td></tr>
</table>

（お問い合わせ先）
東大阪市生活支援部
生活福祉室生活福祉課
TEL：06-4309-3226

5類になっても早期対策・相談を！

高齢者施設のコロナ対応について

◉保健所への報告基準

死亡者又は重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合や、同一感染症またはそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、その他施設長が報告を必要と認めた場合、保健所へ報告すること

令和５年４月２８日厚生労働省医政局等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

URL　https://www.mhlw.go.jp/content/001092966.pdf

平成１７年２月２２日厚生労働省健康局長等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告ついて」

URL　https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf

◉保健所へ積極的に相談していただく基準

施設内で新型コロナウイルス感染症陽性者が1名発生した場合

施設内で新型コロナウイルス感染症が１例でも発生すると、

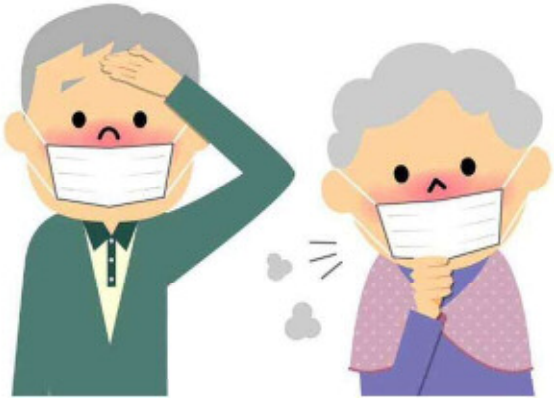

- 陽性者の体調悪化への不安
- 感染拡大への不安
- 職員の業務が増加

５類になっても

感染性やウイルスの毒性は変わりません

↓

保健所が陽性者発生時だけでなく、
平時より施設の感染対策をサポート
させていただきます

平時からの感染対策について

施設は多くの高齢者が生活する場です。
感染対策には平時より以下の3原則が必須です。

ウイルスを持ち込まない	ウイルスを拡げない	ウイルスを持ち出さない
・体調管理の徹底 ・1ケア1手洗い ・出勤時の着替え ・面会の制限（時間等） ・業者の出入りの管理	・マスクの正しい着用 ・必要な感染対策の実施（ゴーグルやガウン等） ・体調不良者のコホーティング	・適切な廃棄物の処理 ・退勤時の着替え

◉保健所で感染対策の電話相談を実施しています。

◉平時の感染対策についての研修資料や動画を東大阪市ウェブサイト※に掲載しています。
ご活用ください。（右のＱＲｺｰﾄﾞ読み取っていただくとウェブサイトにとびます）

施設内で陽性者が発生したら・・・

施設内で陽性者が出た場合の対応について、東大阪市ウェブサイトに掲載しています。
平時より確認し、発生時に対応できるようにご準備ください。（右のＱＲｺｰﾄﾞ読み取っていただくとウェブサイトにとびます）

問合せ先
東大阪市保健所　新型コロナウイルス感染症課
TEL　072-960-3805　FAX　072-960-3809
EMAIL　s-corona@city.higashiosaka.lg.jp

「〇〇〇〇〇〇（施設名）」における
水害時の避難確保計画

作成年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．目的

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、「○○○○○○○○（施設名）」の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨・洪水注意報発表 ・氾濫注意情報発表 □寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	気象情報等の情報収集 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル３　高齢者等避難」の発令 ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 ・氾濫警戒情報発表 □寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者・入院（所）者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル４　避難指示」の発令 ・大雨特別警報発表 ・記録的短時間大雨情報発表 ・氾濫危険情報発表 □寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

３．情報収集及び伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、洪水予報、水位到達情報	テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁 HP、大阪府　河川防災情報）等
「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」、「警戒レベル５　緊急安全確保」	防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

（２）情報伝達

別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

４．避難誘導

（１）避難場所

①屋外への避難

水害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○○」とする。

②屋内での避難

周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の○階の○○○（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

（２）避難経路

①屋外への避難

別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。

②屋内での避難

別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

（３）避難誘導

・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。

・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法

①屋外への避難

避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

車両による移動：車両○台　○人（利用者○人、施設職員○人）

徒歩による移動：○人（利用者○人、施設職員○人）

②屋内での避難

本施設の○階の○○○への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

5．避難の確保を図るための施設の整備

・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等 施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

6．防災教育及び訓練の実施

（1）毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

（2）毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

「〇〇〇〇〇〇（施設名）」における
水害時の避難確保計画

記入例

雛型を利用される場合は、記入例で黄色に着色された部分をご記入ください。その他、施設の状況に応じて適宜内容を追加・変更・削除してください。

作成年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．目的

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、「○○○○○○○○（施設名）」の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨・洪水注意報発表 ・氾濫注意情報発表 ■寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	気象情報等の情報収集 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル３　高齢者等避難」の発令 ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 ・氾濫警戒情報発表 ■寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者・入院（所）者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル４　避難指示」の発令 ・大雨特別警報発表 ・記録的短時間大雨情報発表 ・氾濫危険情報発表 ■寝屋川流域 ・寝屋川（治水緑地） ・第二寝屋川（照明橋地点） ・恩智川（住道地点） ・恩智川（治水緑地地点） ・平野川（太子橋地点） □大和川	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

「寝屋川流域」及び「大和川」のチェックボックスに、通知文に添付されている施設一覧を参考に、該当の浸水想定を選択してください。いずれかに該当、もしくは両方に該当する場合があります。
なお、東大阪市地域防災計画にも要配慮者利用施設一覧が掲載されていますので参考にしてください。

３．情報収集及び伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、洪水予報、水位到達情報	テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁 HP、大阪府　河川防災情報）等
「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」、「警戒レベル５　緊急安全確保」	防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

（２）情報伝達

別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

緊急連絡網に個人情報を含んでいる場合は、緊急連絡網の提出は不要です。

４．避難誘導

（１）避難場所

①屋外への避難

水害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○○」とする。

②屋内での避難

周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の３階の多目的室（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

雨が降っていることを想定し、避難所などの建物を指定します。そのため、公園や広場などは適切ではありません。（基本的には第１次避難所である小中学校。避難の調整ができている場合は、近隣の民間建物等でも可）

（２）避難経路

①屋外への避難

別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。

②屋内での避難

別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

（３）避難誘導

・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。

・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法

①屋外への避難

避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

車両による移動：車両３台　１８人（利用者１２人、施設職員６人）

徒歩による移動：１２人（利用者１０人、施設職員２人）

②屋内での避難

本施設の３階の多目的室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

５．避難の確保を図るための施設の整備

・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等 施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

６．防災教育及び訓練の実施

（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

「〇〇〇〇〇〇（施設名）」における
土砂災害時の避難確保計画

作成年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．目的

この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、「○○○○○○○○（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報発表 ・台風接近等で大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル３　高齢者等避難」の発令 ・大雨警報（土砂災害）発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者・入院（所）者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル４　避難指示」の発令 ・土砂災害警戒情報発表 ・大雨特別警報発表 ・記録的短時間大雨情報発表 ・土砂災害の発生又はその前兆現象を確認した場合	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

＜土砂災害の前兆現象＞

がけの表面から水が湧き出る、がけの表面に割れ目が見える、小石が落ちてくる、渓流水位が下がる又は濁る、地鳴り・山鳴りがする、土臭いにおいがする　など

３．情報収集及び伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、土砂災害警戒情報	テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁HP、大阪府　土砂災害の防災情報）等
「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」、「警戒	防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等

レベル５　緊急安全確保」	

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
・提供される情報に加えて、危険な前兆が無いか等、施設内から確認する。

（２）情報伝達
別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

４．避難誘導
（１）避難場所
①屋外への避難
土砂災害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○○」とする。
②屋内での避難
周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の○階の○○○（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

（２）避難経路
①屋外への避難
別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。
②屋内での避難
別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

（３）避難誘導
・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。
・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
・施設からの退出など避難が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法
①屋外への避難
避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。
車両による移動：車両○台　○人（利用者○人、施設職員○人）
徒歩による移動：○人（利用者○人、施設職員○人）
②屋内での避難
本施設の○階の○○○への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

５．避難の確保を図るための施設の整備

・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等 施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

６．防災教育及び訓練の実施

（１）毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

（２）毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

「〇〇〇〇〇〇（施設名）」における
土砂災害時の避難確保計画

記入例

雛型を利用される場合は、記入例で黄色に着色された部分をご記入ください。その他、施設の状況に応じて適宜内容を追加・変更・削除してください。

作成年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．目的

この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、「○○○○○○○○（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報発表 ・台風接近等で大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル３　高齢者等避難」の発令 ・大雨警報（土砂災害）発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者・入院（所）者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当施設の町丁目に「警戒レベル４　避難指示」の発令 ・土砂災害警戒情報発表 ・大雨特別警報発表 ・記録的短時間大雨情報発表 ・土砂災害の発生又はその前兆現象を確認した場合	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

＜土砂災害の前兆現象＞

がけの表面から水が湧き出る、がけの表面に割れ目が見える、小石が落ちてくる、渓流水位が下がる又は濁る、地鳴り・山鳴りがする、土臭いにおいがする　など

３．情報収集及び伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、土砂災害警戒情報	テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁HP、大阪府　土砂災害の防災情報）等
「警戒レベル３　高齢者等避難」、「警戒レベル４　避難指示」、「警戒	防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等

レベル５　緊急安全確保」	

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
・提供される情報に加えて、危険な前兆が無いか等、施設内から確認する。

（２）情報伝達
別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

緊急連絡網に個人情報を含んでいる場合は、緊急連絡網の提出は不要です。

４．避難誘導
（１）避難場所
①屋外への避難
土砂災害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○○」とする。
②屋内での避難
周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の３階の多目的室（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

雨が降っていることを想定し、避難所などの建物を指定します。そのため、公園や広場などは適切ではありません。
（基本的には第１次避難所である小中学校。避難の調整ができている場合は、近隣の民間建物等でも可）

（２）避難経路
①屋外への避難
別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。
②屋内での避難
別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

（３）避難誘導
・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。
・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
・施設からの退出など避難が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法
①屋外への避難
避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。
車両による移動：車両３台　１８人（利用者１２人、施設職員６人）
徒歩による移動：１２人（利用者１０人、施設職員２人）
②屋内での避難
本施設の３階の多目的室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

５．避難の確保を図るための施設の整備

・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等 施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

６．防災教育及び訓練の実施

（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

避難確保計画の作成・提出等にかかるQA

種　類	質　問	回　答
計画の作成	避難確保計画は、いつまでに作成しなければならないのか。	提出時期については、所管課からの通知文に記載のとおりです。詳細については所管課へ確認いただきますようお願いします。
	避難確保計画を策定しない場合、罰則等はあるのか。	正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。 なお、避難確保計画をご提出いただいた後、、実地指導や立入検査等で確認させて頂くこともありますので、提出後も適切な管理をお願いします。
	一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合など、施設ごとに避難確保計画を作成する必要があるのか。	同一法人が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成していただいても構いません。棟違いで住所が少し違う場合などにおいても、計画内容が適切なものであれば問題ありません。
	既に作成している消防計画との関連はどうなるのか。	消防計画とは別に作成していただいても構いませんし、既存の消防計画に必要事項を追記していただくことも可能です。追記の方法については、「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」を参照してください。 なお、消防計画に追記していただいた場合、消防計画の変更となりますので、避難確保計画の提出とは別に、管轄消防署への届けも必要になります。
	避難確保計画の作り方はどこの部署に行けば教えてもらえるのか。	危機管理室のウェブサイトに掲載している資料をご覧いただいた上、危機管理室までお問合わせください。 なお、当ウェブサイトには、避難確保計画の雛型（Word形式）や記入例も掲載していますので、それらを参考に作成していただくこともできます。
計画の提出	法人で複数の要配慮者利用施設の避難確保計画を作成したが、各々の担当窓口へ提出する必要があるのか。	原則として、各々の担当窓口に提出していただきますが、任意の担当窓口に、必要部数をまとめて提出していただいても構いません。ただし、まとめて提出していただく際も、各担当窓口分の「要配慮者利用施設の避難確保計画管理票」を添付してください。
	複数の施設種別を同一計画内に記載した場合、種別数分の計画を提出する必要があるか。	提出先が同じであれば、まとめての提出で構いません。 たとえば、同一計画内に以下の4種別がある場合の提出先は下記のとおりです。 介護老人福祉施設（特養） 認知症対応型通所介護　　法人・高齢者施設課へ2部 軽費老人ホーム 地域密着型通所介護　⇒　介護事業者課へ2部 ※上記の場合、「要配慮者利用施設の避難確保計画管理票」は、法人・高齢者施設課へ1部、介護事業者課へ1部添付してください。
	提出時に事前連絡は必要か。 また、郵送やメールでも可能か。	事前連絡は特に必要ありません。開庁時間内にお越しください。 また、郵送での受付は可能ですが、82円切手を貼った返信用封筒を同封の上、担当部署宛に送付してください。 なお、メールでの受付は不可です。
	避難確保計画を提出する際に、別紙として作成した連絡先一覧なども提出する必要があるのか。	施設職員の緊急連絡網や施設利用者の緊急連絡先一覧など、個人情報の記載のある様式については、提出の必要はありません。 なお、連絡先一覧については、すでに作成済の様式を使用していただいて結構です。

計画の提出	提出後はどうなるのか。市役所からの連絡は。また事業所内で周知等する必要があるか。	市役所から、内容についてお問合わせする場合があります。また、事業所内では、避難訓練等も必要ですので、必ず施設職員への周知をお願いします。
	今後、避難確保計画の内容が変更になった場合は再度提出の必要があるか。	計画が変更になった場合は、重要な変更(例：避難場所や経路の変更など)があった際に提出をお願いします。 なお、軽微な変更の場合の再提出は不要です。
その他	現在、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない施設でも、今後入る可能性があるのか。	浸水想定区域または土砂災害警戒区域の区域変更（両区域の指定は大阪府が実施）があった場合は、各ハザードに変更が生じますので、今後当該区域に入る可能性はあります。
	避難確保計画の雛型にある、避難場所の設定はどのようにするのか。	屋外避難については、第１次避難所である小中学校等を設定してください。屋内避難については、垂直避難（当施設の２階や3階など）ができる施設であれば、施設内の上層階の部屋を設定してください。 ただし、土砂災害の場合は、原則屋外避難を記載してください。その上で、屋内避難の設定については、上層階の山と反対側の部屋を設定してください。 なお、水害の場合は、施設の立地場所や構造等により、避難所よりも施設内での屋内避難が安全あると判断する場合は、屋外避難の項目の記載は不要です。
	法人の中に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていない施設があるが、作成した方がいいか。また、その場合提出した方がいいか。	市役所への提出の必要はありませんが、法人で必要と判断されるのであれば作成していただく方が望ましいです。
	ウェブサイトが見られる環境にないがどうすればいいか。	提出先部局にお問合わせください。
	ハザードマップはどこに行けばもらえるか。	東大阪市危機管理室（本庁舎5階）、市政情報コーナー（本庁舎１階）、各行政サービスセンター、永和図書館、花園図書館及び四条図書館でお渡ししていますが、郵送は行っておりません。

令和　　年　　月　　日

東大阪市長　様

避難訓練実施報告書

施設名称※	
施設所在地	
担当者氏名	
電話番号	

※同一敷地内等に所在する複数の施設・事業所で合同で避難訓練を実施した場合は、「施設名称」の欄に全ての施設名を記載してください。

下記のとおり、水防法第 15 条の 3 又は土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づき、避難訓練を実施したので報告いたします。

実施日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分
訓練想定災害 （該当する□にチェック）	□　洪水　　□　土砂災害
訓練種類 （該当する□にチェック。複数可）	□　図上訓練　　□　情報伝達訓練　　□　避難経路の確認訓練 □　立退き（水平）避難訓練　　□　垂直避難訓練　　□　持出品の確認訓練 □　その他（　　）
参加人数	施設職員　　人　　施設利用者　　人　　その他訓練参加者　　人
確認事項 （該当する□にチェックし、必要事項を記入。）	□　避難支援に要した人数　　人（実際に避難誘導を行った場合） □　避難に要した時間　　時間　　分（実際に避難誘導を行った場合） □　避難先や避難経路の安全性 □　その他（　　）
訓練によって明らかになった課題と改善方法など	（特に問題無く訓練を終了した場合は良かった点などを記載してください。）

※毎年度 3 月 31 日までに施設所管課（避難確保計画の提出先と同様）へ避難訓練実施後 1 ヶ月以内に報告してください。

防犯ニュース

令和５年４月特別号
東大阪市危機管理室
布施警察署生活安全課

高齢福祉関連のお仕事に就いておられる皆様へ！

特殊詐欺の被害防止にご協力をお願いします！

令和４年中　大阪府下

認知件数　2,060件　　被害額　約31億7千万円

（令和5年4月現在の暫定値）

大阪府下での特殊詐欺認知件数

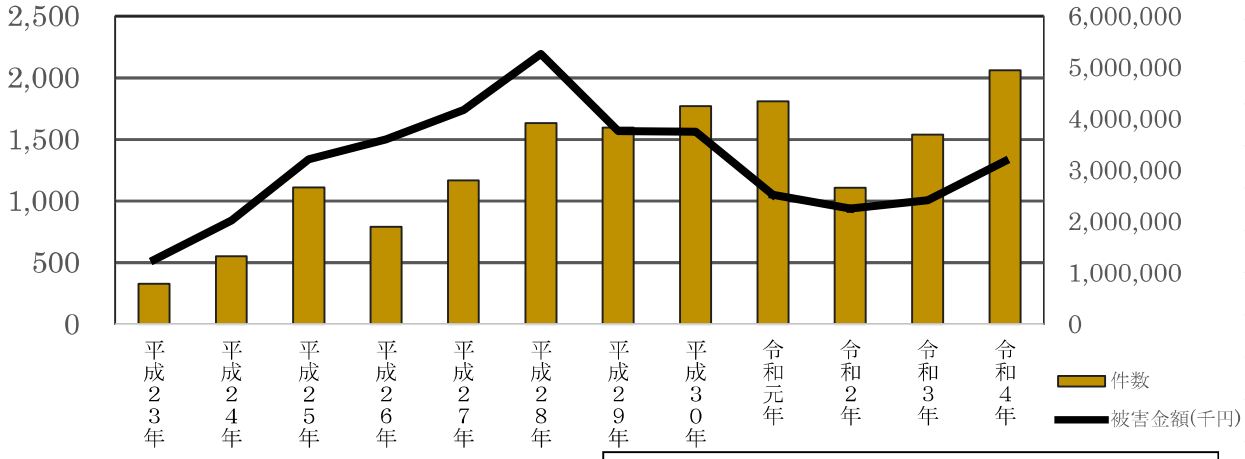

特殊詐欺の類型

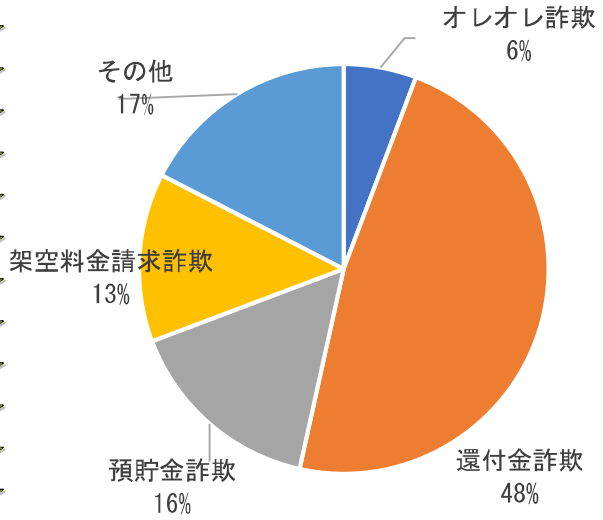

被害の約半数が「還付金詐欺」です。

「還付金詐欺」とは

市役所職員等を名乗って、医療費の還付金があるとだまし、ATM に誘い出す。

「オレオレ詐欺」とは

息子等を名乗って、現金をだまし取る。

「預貯金詐欺」とは

警察官や銀行職員を名乗って、「口座が悪用されている。キャッシュカードの交換が必要です。」等とだまして、暗証番号を聞き出してキャッシュカードを預かり、現金を引き出す。

「架空料金請求詐欺」とは

「有料サイトの未払いがあります。今日中に手続きが必要です。」等とだまして、お金を振り込ませる。

被害者年齢別（令和４年中）

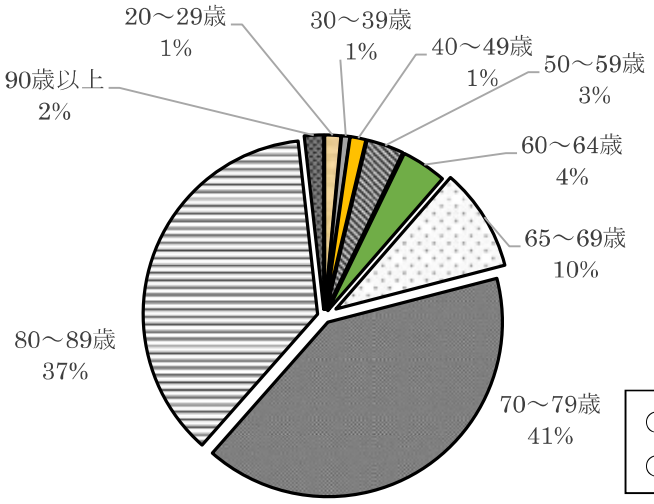

被害者性別（令和４年中）

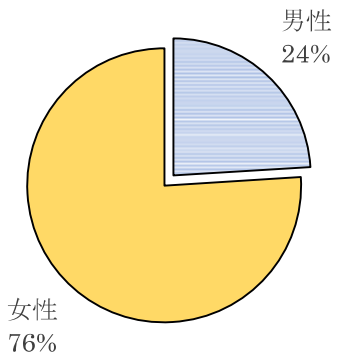

○　被害者の８９％は６５歳以上の高齢者です。
○　被害者は男性２４％、女性７６％です。

予兆電話（いわゆる「アポ電」）

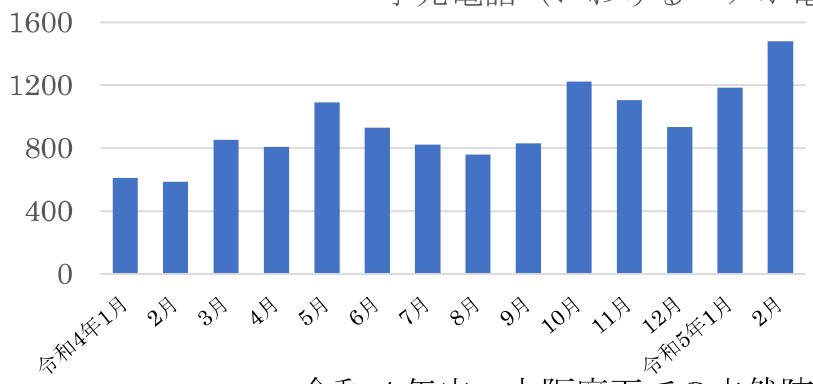

特殊詐欺の犯人は、ATM 等に誘い出す事前行為として、住所や氏名、家族構成等について、電話で確認をしてきます。

令和４年中、大阪府警察で認知した件数は 10,552 件で、前年比で 1,211 件増加しています。

令和４年中　大阪府下での未然防件数

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	88	72	100	113	119	112	95	120	120	166	182	196	1,483
金額(千円)	3,681	8,494	13,611	9,331	8,506	7,146	2,903	13,392	5,996	2,140	3,866	23,711	102,777

未然防止者の内訳

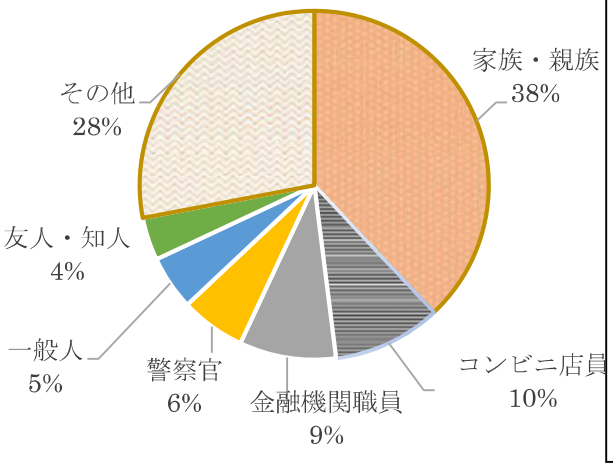

※数値については、令和４年４月現在の暫定値

皆　様　へ　の　お　願　い

○　特殊詐欺の被害件数、手口等の現状を説明してください。
○　高齢者の方に次の内容を伝えてください。
- 電話でお金の話は詐欺！
- ＡＴＭでお金は返ってこない！
- 不審な電話はすぐに切る！
- 電話があれば家族等に相談する！
- 普段から親密な家族付き合い・近所付き合いをする！

特殊詐欺の未然防止に繋がります！

大阪府下の特殊詐欺発生状況

認知件数	令和５年（４月末）	令和４年（４月末）	増減	
			件数	増減率
特殊詐欺全体	1,027	569	＋458	＋８０％
オレオレ詐欺	43	36	＋７	＋１９％
預貯金詐欺	147	97	＋５０	＋５２％
架空料金請求詐欺	243	67	＋１７６	＋２６３％
融資保証金詐欺	2	2	±０	－
還付金詐欺	431	252	＋１７９	＋７１％
金融商品詐欺	0	0	±０	－
交際あっせん詐欺	0	0	±０	－
ギャンブル詐欺	0	0	±０	－
その他の特殊詐欺	0	0	±０	－
キャッシュカード詐欺盗	161	115	＋４６	＋４０％

認知件数	令和５年（４月末）	令和４年（４月末）	増　減（千円）	増減率
特殊詐欺全体	1,222,576	893,910	＋328,666	＋37%
オレオレ詐欺	153,950	105,816	＋48,134	＋45%
預貯金詐欺	118,266	130,119	－11,853	－9%
架空料金請求詐欺	309,196	213,470	＋95,726	＋45%
融資保証金詐欺	6,216	6,342	-126	－2%
還付金詐欺	416,040	274,199	＋141,841	＋52%
金融商品詐欺	0	0	±０	－
交際あっせん詐欺	0	0	±０	－
ギャンブル詐欺	0	0	±０	－
その他の特殊詐欺	0	0	±０	－
キャッシュカード詐欺盗	218,908	163,964	＋54,944	＋34%

東大阪市の特殊詐欺発生状況

令和4年（4月末）	令和5年（4月末）	増減	増減率
28件	41件	＋13件	＋46％

事業系一般廃棄物の適正な処理について

事業系一般廃棄物について

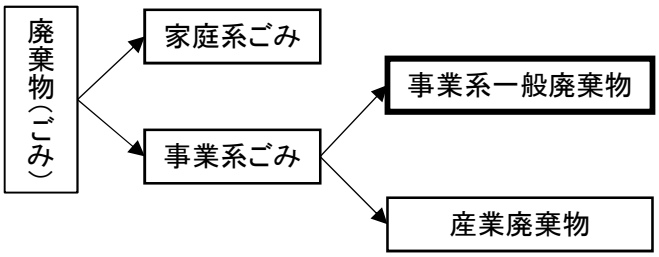

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち段ボール、OA用紙、生ごみなどの産業廃棄物以外のもの

事業活動に伴って発生した廃棄物のうちスチール製品、廃油、蛍光管・電球など法令に定められた20種類の廃棄物

排出事業者の責務について

廃棄物処理法では、「**事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない**」と明記されています。さらに、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めるなどの事業者の責務が定められています。

事業系一般廃棄物の適正な処理について

事務所・事業所・店舗などで、事業活動から排出される事業系一般廃棄物は、**東大阪市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼**（収集運搬業務を委託）して適切に処理してください。

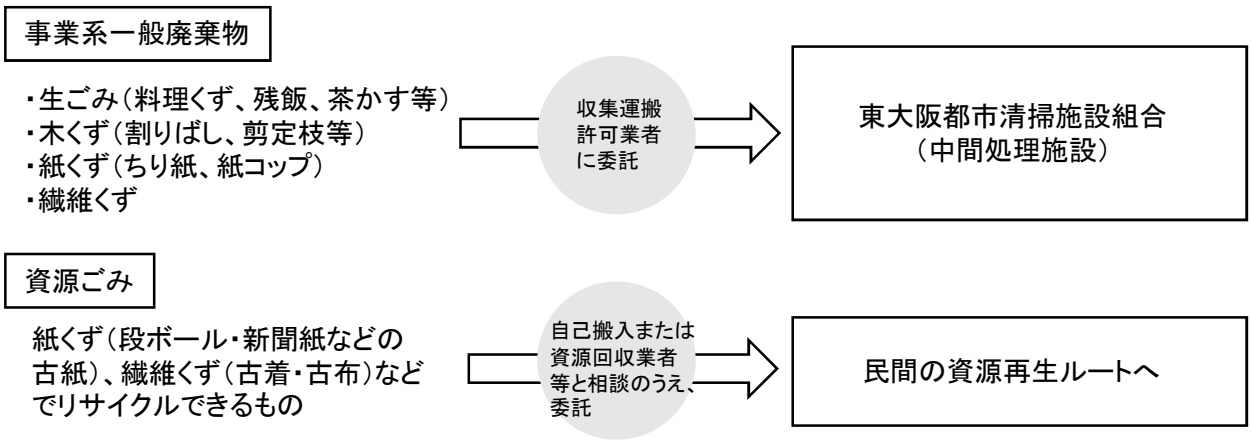

ご注意ください

- ◆ 許可業者に委託する場合は、料金・排出量・排出方法・収集日時・資源ごみの扱い等について、事前に相談してください。
- ◆ 東大阪市の許可業者以外へ処理を委託することは、廃棄物処理法に違反します。
- ◆ 廃棄物処理法には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と明記されており、違反者には罰則規定があります。

問合せ先

● 収集運搬の許可業者に関すること

東大阪清掃事業協同組合

TEL　**06－6783－0053**

月～金（休日・祝日除く）　9:00～15:00

● この通知文に関すること

東大阪市環境部　環境事業課

東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL　06－4309－3200
FAX　06－4309－3818

東大阪市では ふれあい 収集を実施しています。

家庭ごみの排出など お困りではありませんか？

家庭ごみを、ごみ集積場所（ステーション）へ持ち出すことが困難な
高齢者や障害者の方などはいらっしゃいませんか？
当市では市職員が毎週１回決められた曜日に戸別訪問し家庭ごみなどを収集しています。

◇収集することができるもの

▽家庭ごみ
▽あきかん・あきびん
▽不燃の小物
▽プラスチック製容器包装
▽ペットボトル

普通救命講習を修了した職員が収集に伺います。
また、ご希望があれば、**お声かけ**いたします！

◇対象
家庭ごみなどをごみ集積所まで持ち出すことが困難で次のいずれかに該当する方

▽要介護認定で要介護度２以上の方
▽身体障害者手帳の交付を受け、かつ障害の程度が１級または２級の方
▽療育手帳の交付を受け、かつ知的障害の程度がＡの方
▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ障害の程度が１級の方

上記の対象要件に該当しない方でお困りの方…
まずは　北部環境事業所　へご相談ください。

◇申請方法

申請書に必要事項を書き、必要書類を添えて郵送または直接お持ちください。
申請書は北部環境事業所、市役所　環境事業課（本庁15階）で配布しています。
また、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

◇申請・問合せ先

北部環境事業所　〒577-0046　東大阪市西堤本通西2-1-16
電話　06-6618-1851　ＦＡＸ　06-6789-9044

市役所　環境事業課　〒577-8521　東大阪市荒本北1-1-1
電話　06-4309-3200　ＦＡＸ　06-4309-3829